（雇用保険法施行規則の一部改正）

第三条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第五十六条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者等及び就職が困難な者） **第八十二条の三**　（略） ２　法第五十六条の三第一項第二号の身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七十条第一項の規定による沖縄失業者求職手帳（同法の規定により効力を有しているものに限る。）を所持している者 六・七　（略） （特定求職者雇用開発助成金） **第百十条**　（略） ２　特定就職困難者コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　次のいずれにも該当する事業主であること。 イ　次のいずれかに該当する六十五歳未満（⑼から⒂までに該当する者にあつては、四十五歳以上六十五歳未満）の求職者（公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練（その期間が二週間（⑵又は⑶に掲げる者であつて、その身体障害又は知的障害の程度を勘案して厚生労働大臣が定めるものに係る訓練にあつては、四週間）以内のものを除く。）を受け、又は受けたことがある求職者であつて、当該訓練を行い、又は行つた事業主に雇い入れられるもの（以下「職場適応訓練受講求職者」という。）を除く。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等	（法第五十六条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者等及び就職が困難な者） **第八十二条の三**　（略） ２　法第五十六条の三第一項第二号の身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七十八条第一項の規定による沖縄失業者求職手帳（同法の規定により効力を有しているものに限る。）を所持している者 六・七　（略） （特定求職者雇用開発助成金） **第百十条**　（略） ２　特定就職困難者コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　次のいずれにも該当する事業主であること。 イ　次のいずれかに該当する六十五歳未満（⑼から⒂までに該当する者にあつては、四十五歳以上六十五歳未満）の求職者（公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練（その期間が二週間（⑵又は⑶に掲げる者であつて、その身体障害又は知的障害の程度を勘案して厚生労働大臣が定めるものに係る訓練にあつては、四週間）以内のものを除く。）を受け、又は受けたことがある求職者であつて、当該訓練を行い、又は行つた事業主に雇い入れられるもの（以下「職場適応訓練受講求職者」という。）を除く。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等

改正後	改正前
（特定就職困難者コース助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる（⒂に掲げる者にあつては、公共職業安定所の紹介により雇い入れる場合に限る。）事業主であること。 ⑴～⑼　（略） ⑽　沖縄振興特別措置法第七十条第一項の規定による沖縄失業者求職手帳（同法の規定により効力を有しているものに限る。）を所持している者 ⑾～⒂　（略） ロ～ホ　（略） 二　（略） ３～13　（略） （沖縄振興特別措置法に基づく就職指導等に関する省令の一部改正） **第四条**　沖縄振興特別措置法に基づく就職指導等に関する省令（平成十四年厚生労働省令第五十四号）の一部を次の表のように改正する。	（特定就職困難者コース助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる（⒂に掲げる者にあつては、公共職業安定所の紹介により雇い入れる場合に限る。）事業主であること。 ⑴～⑼　（略） ⑽　沖縄振興特別措置法第七十八条第一項の規定による沖縄失業者求職手帳（同法の規定により効力を有しているものに限る。）を所持している者 ⑾～⒂　（略） ロ～ホ　（略） 二　（略） ３～13　（略）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（手帳の発給の要件） **第一条**　沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）第七十条第一項の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　次のいずれかに該当すること。 イ　法第七十条第一項第一号の規定に該当することとなった日（以下「失業の日」という。）以後新たに安定した職業に就いたことがないこと。 ロ　（略） 三　法第七十条第一項の規定による沖縄失業者求職手帳（以下「手帳」という。）の発給を受けたことがないこと又は手帳の発給は受けたが第五条第一項第一号に掲げる事由に該当したことによって手帳が失効したこと。	（手帳の発給の要件） **第一条**　沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）第七十八条第一項の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　次のいずれかに該当すること。 イ　法第七十八条第一項第一号の規定に該当することとなった日（以下「失業の日」という。）以後新たに安定した職業に就いたことがないこと。 ロ　（略） 三　法第七十八条第一項の規定による沖縄失業者求職手帳（以下「手帳」という。）の発給を受けたことがないこと又は手帳の発給は受けたが第五条第一項第一号に掲げる事由に該当したことによって手帳が失効したこと。